
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 16 号「リース」**

— 風力発電基地の使用から生じる経済的便益

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において、初回審議が行われた「グロス・プール電力市場（gross pool electricity market）における電力購入契約」（IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。)) を対象とした要望書に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）を説明することを目的としている。

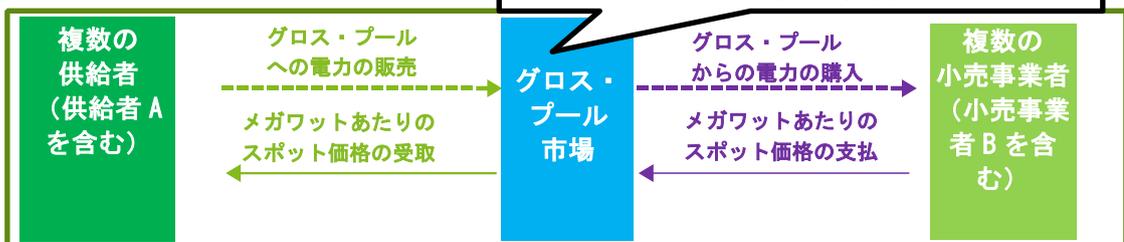
II. 背景及び経緯

要望書における質問

2. 要望書は、グロス・プール電力市場の電力購入契約（power purchase agreement。以下「PPA」という。）における電力小売事業者（customers。以下「顧客」という。）の会計処理に関して質問している。
3. 要望書に記載されたグロス・プール電力市場の特徴は以下のとおりである。
 - (1) 登録された発電事業者（electricity suppliers。以下「供給者」という。）は電力系統の接続点(grid)に電力を供給し、登録された顧客は電力系統から電力を消費する。
 - (2) 市場運営者(market operator)は、30 分間隔で供給者の電力供給量と顧客の電力消費量を計測する。
 - (3) 市場運営者は、取引日において、30 分間隔でスポット価格(spot price)を決定する。スポット価格とは、グロス・プール電力市場において需給を一致させる精算価格をいう。法令において、顧客はグロス・プール市場においてスポット価格での購入を義務付けられており、特に、30 分の取引時間を超えて電力を購入する契約を結ぶことは認められていない。
 - (4) 市場運営者は、30 分間隔で計測された量に関連するスポット価格を乗じることによって各参加者（供給者及び顧客）の未収金額及び未払金額を計算する。
 - (5) 精算日に、各顧客は市場運営者に消費した電力料金を支払い、同日に市場運営者は供給者に供給した電力料金を支払う。

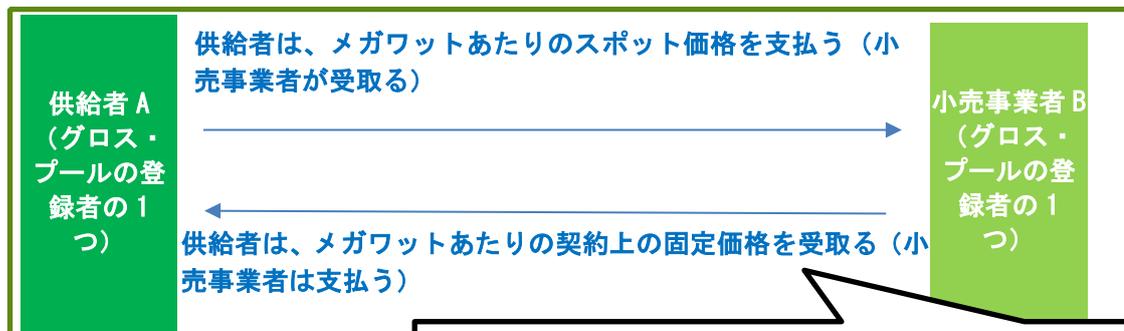
- (6) グロス・プール電力市場には、このような供給者や顧客が多数存在する。
4. ある供給者は、ある顧客との間で PPA を締結する。当該供給者も顧客も前項に記載したグロス・プール電力市場の登録参加者である。
 5. 要望書に記載された PPA は以下を定める。
 - (1) グロス・プール電力市場において接続点に電力を供給するのに用いられる風力発電所を特定する。
 - (2) 今後 20 年の契約期間において、特定された風力発電所が接続点に供給するすべての電力量を対象とする。
 - (3) 特定された風力発電所から接続点に供給される電力量のメガワットあたりのスポット価格を、メガワットあたりの固定価格にスワップして、現金を純額で精算する。実質的には、供給者は接続点に供給した電力量に対してメガワットあたりの固定価格を受領し、顧客は当該電力量に対して固定価格とスポット価格の差額を供給者に支払うことになる。
 - (4) 風力発電所の発電に関連する再生可能エネルギー・クレジットは、すべて顧客に移転する。当該再生可能エネルギー・クレジットは、風力発電所の使用によって発生する。

グロス・プール電力市場



- グロス・プール電力市場には、多数の供給者と多数の顧客が存在する
- 電力はグロス・プール電力市場においてのみ、オペレーターを通じて売買される

PPA (グロス・プール市場の登録者間の相対取引)



- 供給者 A と顧客 B との間の相対契約
- 20 年の契約期間にわたり、特定された風力発電所からの発電量 (グロスプールでの購入量に関わらない) のスポット価格と固定価格をスワップ

(上図は、要望書に記載の図をもとに、事務局で説明のために見直したものである)

6. 要望書では、IFRS 第 16 号 B9 項(a)に照らし、PPA における 20 年間の契約期間にわたって、顧客が PPA の対象となっている特定の風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有するか否かについて質問している。以下の 2 つの見解が示されている。

見解 1：顧客は、風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有する。

見解 2：顧客は、風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利は有しない。

なお、IFRS 第 16 号 B9 項(b)に照らした特定された資産の使用を指図する権利の有無についての検討は、質問の対象としていない。

当委員会事務局の補足説明

7. グロス・プール電力市場における電力の購入と PPA については不明な点も多いが、当委員会事務局は、それらについて以下のとおり補足できるのではないかと考える。

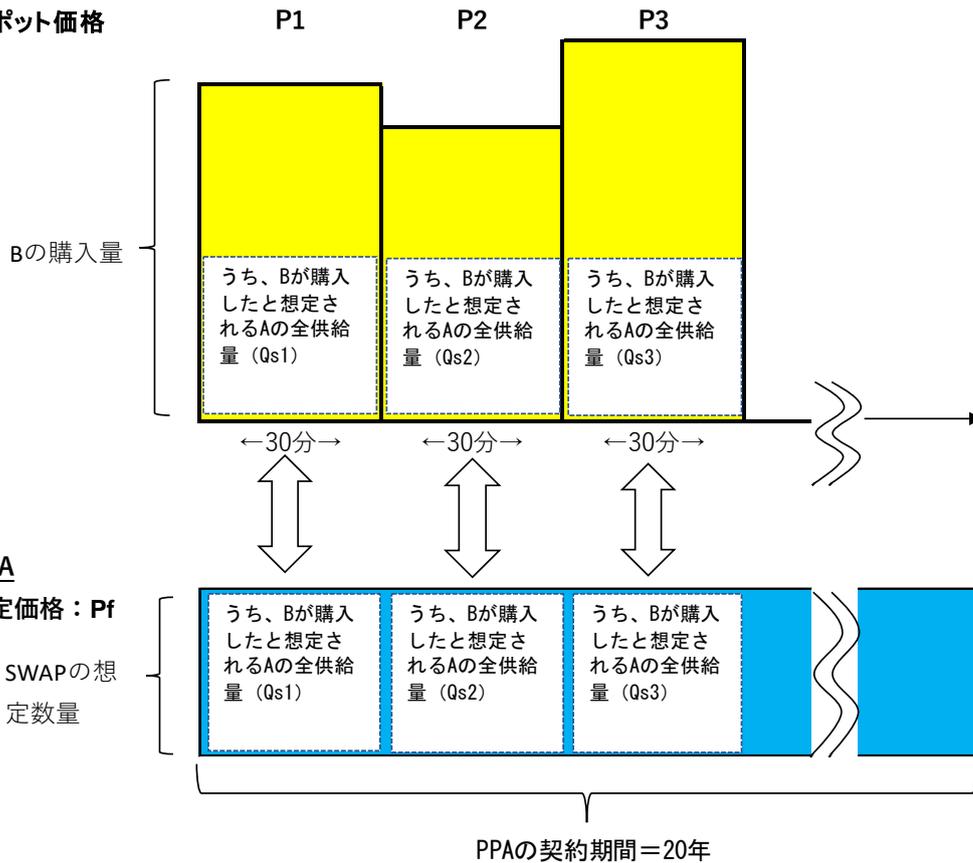
- (1) 要望書においては、PPA を締結する小売事業者は、PPA を締結する供給者（風力発電所）の全生産量を PPA の想定数量として参照する。
- (2) 当該想定数量は、小売事業者が最低限必要と予想する数量である（ベース・ロードの電力）。
- (3) 理論的には小売事業者がグロス・プール電力市場から購入する電力量は、PPA を締結した風力発電所の生産量を下回ることもあり得るが、(2)に記載のとおり、通常は、小売事業者の購入量は、風力発電所の生産量を上回る。
- (4) 要望書における、グロス・プール電力市場の取引と PPA をあわせて考えると PPA はリースを含むとする見解の支持者は、電力は代替可能であるため、小売事業者は、少なくとも特定の風力発電所が生産する電力量を購入することを想定できる、としている（風力発電所の生産量は、小売事業者の購入量の内数であると想定している。）。これにより、同見解の支持者は、顧客は、グロス・プール電力市場における電力購入量のうち、特定の風力発電所の生産量に相当する購入量については、PPA とあわせて考えると固定価格で電力を購入するのと同じになり、また、供給者は、生産した電力量を固定価格で販売するのと同じになるとしている。

(5) PPA は、グロス・プール電力市場において 30 分間隔の取引期間で決定されたスポット価格と、PPA における固定価格とをスワップして、純額で決済されるスワップ取引を、20 年の契約期間にわたって行われる契約である。

(6) 上記(1)から(5)の説明のため、以下の図をお示しする。

グロス・プール電力市場

スポット価格



差金決済

$$(P1 - Pf) * Qs1 \quad (P2 - Pf) * Qs2 \quad (P3 - Pf) * Qs3$$

III. IASB スタッフの分析及び提案

IFRS 第 16 号の要求事項

8. IFRS 第 16 号の第 9 項では、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる」とされている。また、IFRS 第 16 号 B9 項は、特定された資産の使用を一定期間にわたり支配するためには、顧客は、その使用期間全体を通じて、特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利と、その資産の使用を指図する権利の両方を有していなければならないとしている。

9. IFRS 第 16 号の B21 項では、「顧客は、資産の使用からの経済的便益を多くの方法（資産の使用、保有又はサブリースなどによる）で直接又は間接に得ることができる。資産の使用から得られる経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物（これらの項目から生じる潜在的なキャッシュ・フローを含む）や、資産の使用から得られる他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる。」と規定されている。

IASB スタッフの分析

10. 要望書において、顧客が風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有するとする見解（見解 1）の支持者は、以下をその理由としている。
- (1) PPA と接続点からの電力の予想される購入とを結合して考え、顧客が PPA の契約期間にわたり、風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有することになると結論付ける。その理由は次のとおりである。
- ① 顧客は、PPA の契約の期間にわたって、少なくとも風力発電所が接続点に供給する電力量を購入すると予想している。電力は代替可能であることから、購入された電力がどこで生産されたものかは無関係である。
- ② グロス・プール電力市場においては、供給者と顧客は電力の直接購入又は供給契約を締結できない。市場運営者は供給者及び顧客の代理人として行動していると考えられる。
- (2) グロス・プール電力市場における取引の経済実態は、ネット・プール電力市場¹（ネット・プール電力市場とグロス・プール電力資料との比較については、IV. 当委員会事務局による対応（案）当委員会事務局による分析参照。ネット・プール市場においては、リースを含むことが前提におかれているとして議論が行われている。）における取引と同様であると考えられ、両市場における顧客の会計処理も同様とすべきと考えられること
- (3) 顧客は、PPA の契約期間にわたって、風力発電所が生産及び供給する電力量に対し、メガワットあたりの固定価格を支払うことに合意しており、価格変動リスクに晒されている。また、顧客は、少なくとも風力発電所が生産する電力量を購入することを想定している。したがって顧客は、当該電力量の販売から生

¹ ネット・プール電力市場においては、顧客は直接供給者と契約し、電力の実際の供給を受ける。したがって契約上、供給者は契約数量を顧客に引渡す義務を負い、顧客は契約数量を供給者から受領する権利（及び義務）を有する。

じるすべての経済的便益を得るものと考えられること

- (4) IFRS 第 16 号 B21 項においては、顧客が資産の使用から得られる経済的便益を広く規定していて、それを資産からのアウトプットの実際の受渡しに限定していないこと

11. 前項の意見に対し、IASB スタッフは同意しない。その理由は以下のとおりである。

- (1) PPA（風力発電所の生産する電力について、スポット価格を固定価格にスワップし、純額で決済する契約）は、顧客に風力発電所の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を与えるものとはならないこと
- (2) 顧客が、少なくとも風力発電所が生産して接続点に供給する発電量を購入することを予想することは、風力発電所が生産する電力を得る**権利**を有することとは異なること
- (3) グロス・プール電力市場には、多数の参加者（供給者、顧客）が登録されていて、電力は代替可能であることから、登録された顧客が消費する電力は特定の登録された供給者が提供した電力と紐付けることはできないこと
- (4) 市場運営者が代理人であるか否かにかかわらず、PPA は顧客に、風力発電所から電力を得る**権利**も、発電所や接続点から特定の量の電力を購入する**義務**も与えるものではない。この点において、グロス・プール電力市場における顧客は、ある期間において特定の量の電力を供給者から購入する契約を締結するネット・プール電力市場における顧客とは、契約上、大きく異なる立場にあること（ネット・プール電力市場の顧客は、当該数量に対する契約上の権利と契約上の購入義務の両方を有している。一方、グロス・プール電力市場の顧客は契約上このような権利と義務を有しない。仮にある時点で、期せずして、顧客の必要量が風力発電所の供給量よりも少なくなる場合には、顧客は必要量のみを消費・購入するように調整する。）
- (5) 風力発電所で生産されたすべての電力の価格変動リスクに晒されることは、風力発電所の使用による経済的便益ではないと考えられる。顧客が電力の売却からのほとんどすべての経済的便益を得るためには、接続点から同量の電力を購入しなければならないと考えられる。前述のとおり、PPA は顧客に電力を購入する契約上の権利（または義務）を与えるものではないこと
- (6) PPA と接続点からの電力の予想される購入とを結合することは、IFRS 第 16 号 B2 項の要求事項を満たさないこと

IFRS 第 16 号 B2 項

本基準を適用するにあたり、企業は、下記の要件のいずれかに該当する場合には、同一の相手方（又は相手方の関連当事者）と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約を結合して、単一の契約として会計処理しなければならない。

12. 前項の分析により、グロス・プール電力市場における事実パターンにおいて、IFRS 第 16 号の B9 項(a)に照らし、顧客は風力発電所の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していないと結論付けた。したがって、PPA はリースを含んでいない。

IASB スタッフの提案

13. IASB スタッフは、デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項に照らして、次を提案している。

- (1) IFRS-IC は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないこと
- (2) IFRS-IC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない理由を説明するアジェンダ決定（案）を公表すること

IFRS-IC 会議での議論の概要

14. 2021 年 6 月の IFRS-IC 会議では、次のような議論が行われた。IASB スタッフの分析及び提案に対しては、ほぼ異論は聞かれず、議論は短く終了した。

- (1) リースを含むかどうかは、その契約条件（物理的に受渡が行われるのかどうか）に依るのであって、グロス・プール電力市場かネット・プール電力市場かといった市場の名称に依るのではない。したがってアジェンダ決定（案）においては、その旨を明確にすべきという意見が聞かれ、アジェンダ決定（案）の修正が行われることとされた。
- (2) スタッフの分析において、PPA と接続点からの電力の購入とを結合することは、IFRS 第 16 号 B2 項の要求事項を満たさない旨あるが、そもそも顧客の電力の購入を「契約」とみなすことができるか、については分析する必要があるのではないかという意見が聞かれた。この点については、スタッフ分析に賛成する意見もあり、特段の対応は、行わないこととされた。
- (3) アジェンダ決定（案）における「この契約は、風力発電所が生産して接続点に供給した電力を顧客が得る権利を与えるものではない。」という文言には、権

利だけでなく、義務も与えるものでないことを加えるべきであるという意見が聞かれ、アジェンダ決定（案）の修正が行われるとされた。

15. 採決の結果、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことが可決された（全員賛成）。また、アジェンダ決定案の文言について、前項のとおり、文言を一部修正して公表することが多数決（全員賛成）で決定された。

今後の予定

16. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2021年8月16日までコメント募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化させるかどうかについて再検討する予定である。

以 上

別紙 2021年6月の IFRIC Update の「アジェンダ決定案」(仮訳)

風力発電基地の使用から生じる経済的便益 (IFRS 第 16 号「リース」)

委員会は、IFRS 第 16 号の B9 項(a)を適用する場合に、電力小売事業者(顧客)が、風力発電基地の生成者(供給者)との契約の期間全体にわたる風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを入手する権利を有しているかどうかに関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、

- a. 顧客と供給者は電力市場における登録された参加者であり、その市場では、顧客と供給者は電力の購入及び販売の目的で互いに直接に契約を締結することができない。その代わりに、顧客と供給者は、そうした購入及び販売を市場の電気グリッドを通じて行い、そのスポット価格は市場運営者が設定する。
- b. 顧客は供給者と契約を締結する。その契約は次のようなものである。
 - i. 風力発電基地が契約の 20 年の期間中に当該グリッドに供給する電力のメガワット当たりのスポット価格を、メガワット当たりの固定価格とスワップし、現金で純額決済する。実質上、供給者は契約の期間中にグリッドに供給する電力に対してメガワット当たりの固定価格を受け取り、顧客は当該電力量に対しての固定価格とメガワット当たりのスポット価格との差額を供給者と決済する。
 - ii. 顧客に対し、風力発電基地の使用から発生するすべての再生可能エネルギー・クレジットを移転する。

IFRS 第 16 号の第 9 項は、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる」と述べている。特定された資産の使用を一定期間にわたり支配するためには、顧客は、使用期間全体を通じて、その特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利と当該資産の使用を指図する権利の両方を有していなければならない (IFRS 第 16 号の B9 項)。

IFRS 第 16 号の B21 項は、次のように定めている。「顧客は、資産の使用からの経済的便益を多くの方法(資産の使用、保有又はサブリースなどによる)で直接又は間接に得ることができる。資産の使用から得られる経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物(これらの項目から生じる潜在的なキャッシュ・フローを含む)や、資産の使用から得られる他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる。」

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、風力発電基地の使用から生じる

経済的便益には、それが生産する電力（主要なアウトプットとして）及び再生可能エネルギー・クレジット（副産物又は風力発電基地の使用から生じるその他の経済的便益として）が含まれると考えた。

契約では、顧客は、風力発電基地が契約の20年の期間全体にわたりグリッドに供給する電力のメガワット当たりの固定価格とスポット価格との差額を供給者と精算することとなる。しかし、当該契約は、風力発電基地が生産してグリッドに供給する電力を顧客が得る権利も義務も生じさせない。顧客は再生可能エネルギー・クレジット（風力発電基地の使用から生じる経済的便益の一部を表す）を得る権利を有するが、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していない。契約期間全体にわたり風力発電基地が生産する電力のどれを得る権利も有していないからである。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、顧客は風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していないと結論を下した。したがって、当該契約はリースを含んでいない。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載されているような契約を締結する顧客が特定された資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうかを判断するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。